

発議第1号

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する
規則の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則を次のと
おり制定する。

平成28年2月4日

提出者 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 富士谷 英正

賛成者 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 北川 豊昭

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。